

議案第47号

さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

さいたま市自転車のまちづくり推進条例（平成30年さいたま市条例第53号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乗車用ヘルメットの着用等) 第13条 [略]	(乗車用ヘルメットの着用等) 第13条 [略]
<u>2</u> [略]	<u>2</u> 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
<u>3</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>4</u> [略]
	<u>5</u> [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。